

奈良県立医科大学研究生規程

〔昭和55年3月25日〕
制 定

最終改正 平成21年1月8日

(研究生)

第1条 奈良県立医科大学（以下「本学」という。）に研究生を置く。

(目的)

第2条 研究生は、本学の講座担任者又は本学大学院医学研究科の研究指導教員（以下「講座担任者等」という。）の指導に基づき医学に関する諸種の研究に従事する。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程（獣医学にあっては、修業年限6年のものに限る。）を卒業した者
- 二 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

(入学の手続)

第4条 研究生となるには第1号様式による願書に講座担任者等の認印及び講座担任者等が准教授である場合には教室主任の承認印を得て次に掲げる書類及び第6条に規定する授業料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 最終学校の卒業証明書

(入学の許可)

第5条 研究生入学を願い出た者には学長は入学を許可する。

(授業料)

第6条 研究生は授業料として毎年度1万2千円を納めなければならない。

- 2 年度の中途において入学し、又は退学した者の授業料の額は、その者が当該年度中において現に在学した月数に応じて前項に規定する授業料の額を月割計算した額（百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 理事長は、必要があると認めたときは、授業料を減免することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、研究生の授業料については、理事長が別に定める。

(在学期間)

第7条 研究生の期間は1年とする。ただし、これを延長することができる。

(服 務)

第8条 研究生の服務は助手に準ずる。

(退 学)

第9条 研究生は、退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。

(研究材料)

第10条 研究に要する特別の費用は、研究生の自弁とする。

第 11 条 研究生は、講座担任者等の許可を受けないで人に関わる研究を行ってはならない。また、備え付けの機械器具、材料、薬品等を使用する研究も同様とする。

附 則（昭和 55 年 3 月 25 日）

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 1 月 13 日）

（施行期日）

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日において奈良県立医科大学研究生である者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 11 月 14 日）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 12 日）

この規程は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 11 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 8 日）

この規程は、平成 21 年 1 月 8 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

研 究 生 入 学 願

現住所
(電話番号)

連絡先（現住所以外に連絡を取れる住所等があれば記入）
(電話番号)

氏 名
年 月 日生

研究科目

この度、貴学研究生を志望するについて、関係書類に授業料を添えて申し込めますので、入学を許可くださるようお願いいたします。

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

指導主任者印

氏名 印